

地方議会について (論点に対する考え方)

目次

1 人口減少社会における議会の役割	P2
2 投票率の低下、無投票当選の増加	P3
3 議員のなり手不足に対する検討の方向性	P4～
(1) 議会における多様性の確保		
(2) 住民の理解を促進する取組の必要性		
(3) 議員のなり手不足に対する当面の対応		
① 議員の法的位置づけ		
② 議員報酬のあり方		
③ 請負禁止の緩和		
④ 立候補環境の整備		
4 今後の更なる検討の方向性	P8

1 人口減少社会における議会の役割

- 議会は、合議制の住民代表機関として、地域の多様な民意を集約し、団体意思を決定するという独任制の長にはない存在意義があるのではないかと問う。
- 今後、人口減少・高齢化は全国的に進行するが、人口構造の変化に伴う変化・課題の現れ方は地域ごとに異なるため、顕在化する課題に対し、地域ごとに適切な対応を講じていくことが求められるのではないかと問う。
- また、ライフコースや価値観の変化・多様化によって住民ニーズが多様化・複雑化することなどに伴い、住民間の利害を調整する機能がより求められるのではないかと問う。
- このような状況の下、限られた資源を巡る分断を生じさせることなく、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論することが、議会の役割としてより重要になるのではないかと問う。
- 各議会においては、地域における変化・課題を見通し、資源制約の下、地域の未来像について住民の共通理解を醸成することが求められるのではないかと問う。
- その際、住民にとって納得感のある合意形成を進めていくために、議会はより多様な層の住民から選出された議員によって構成されていることが望まれるのではないかと問う。

2 投票率の低下、無投票当選の増加

- 近年、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっている。小規模団体においては、無投票当選とともに、選挙における定数割れが生じるなど、議員のなり手不足への対応が課題となっている。
- 住民に身近であるべき地方公共団体の議会において、住民の十分な理解と関心が得られず、議員のなり手不足が生じている状況は、地方自治・住民自治の根幹に関わる深刻な問題ではないか。
- 議会の議員の構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低い状況が続いており、女性議員がいない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高くなる傾向もみられる。女性割合や年齢構成の面で多様性を欠いていることが、自らの属性とは異なると考える住民の立候補をしにくくさせて、議員のなり手不足の原因の一つになっている面があるのではないか。

3 議員のなり手不足に対する検討の方向性

(1) 議会における多様性の確保

- 議員のなり手不足に対応するためには、地域に貢献したいと考えている多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるように環境を整備する必要があるのではないか。
- とりわけ、人口の半分を占める女性の議員の割合が低いことは課題であり、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づく関係者の取組が引き続き求められるのではないか。
- 例えば、議会への欠席事由として出産・育児・介護を認めることや議会活動における旧姓の使用など、多様な層の住民の参画を促進し、議員の裾野を広げることに資する議会運営上の対応を講じることが考えられるのではないか。

(2) 住民の理解を促進する取組の必要性

- 各議会において住民が議会に関心を持ち、関わりを深めるための取組を積極的に行い、潜在的な議員のなり手を長期的・継続的に涵養する必要があるのではないか。
- その際には、議会として、議会の活動に関する情報発信の充実を図っていくこととあわせて、議会への関心が低い住民に対してもより主体的に働きかけを行い、議場外での住民参加の取組も進め、議会と住民との意思疎通を充実させていくべきではないか。
- また、教育関係機関との連携により、議会として主権者教育に積極的に関わり、若年層をはじめとする幅広い世代から議会に対する理解を得ることが重要ではないか。

3 議員のなり手不足に対する検討の方向性

(3) 議員のなり手不足に対する当面の対応

○ 上記の取組を前提としつつ、住民の議会への参画を容易にするため、議員のなり手不足の早急に対応すべき要因として挙げられた以下の点について、当面の対応に関する検討を行った。

① 議員の法的位置づけ

○ 議員の位置づけや責務を法律により明確化することで、議会に対する住民の理解が深まり、議会や議員の活動が活性化され、多様な層の住民が議会に参画することにつながるという議論がある一方で、議会を構成する議員の属性に偏りがある中では、議員の位置づけを法律に規定したとしても、これまで参画してこなかった住民に議会への参画を促す効果は限定的であるとの指摘もある。

○ 議員の位置づけの法制化については、法的効果が不明確であるという課題や議員の多様な活動やあり方を国において一律に規定することへの懸念が指摘されていることから、今後の議員活動の実態等も踏まえ、引き続き検討すべきではないか。

② 議員報酬のあり方

○ 議員報酬については、主として小規模団体において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある。

○ 議員報酬の額は条例でこれを定めることとされていることから、議員報酬の水準については、各議会において説明責任を果たしながら自主的に決定する必要があるが、議員のなり手不足に直面する地方公共団体の中には、議員報酬の水準の検討に当たり、議員の活動量と長の活動量を比較し、その割合を基に住民と向き合って、適正な水準について議論するなどの積極的な対応を講じている例もある。

3 議員のなり手不足に対する検討の方向性

② 議員報酬のあり方(続き)

- このような議員の待遇に関する検討を行う際には、その待遇が議会や議員の活動に見合うものであることについての住民の理解と信頼が前提になることに留意する必要があるのではないか。
- その上で、議員のなり手不足に直面する地方公共団体においては、議会への人材確保の必要性について住民の理解を得て、地域の実情や議員の活動の状況に応じ、議員報酬の水準のあり方を検討することも考えられるのではないか。
- なお、小規模団体を中心に政務活動費が支給されていない団体があるが、政務活動費は条例の定めるところにより交付することができることとされていることから、議員の活動の実態を踏まえて、活用を検討することも考えられるのではないか。

③ 請負禁止の緩和

- 議員の請負禁止は、職務執行の公正と適正を確保することを目的とするものであるが、禁止の対象となる請負の範囲が明確でないことが議員のなり手不足の要因であるとの指摘があることから、その範囲を明確化する必要があるのではないか。
- 法人の請負については、地方公共団体に対して請負をする法人のうち、その請負が当該法人の業務の主要部分を占めるものに限って議員がその取締役等となることができないこととされている。これを踏まえ、個人の請負に関する規制について、透明性を確保する方策とあわせて、その緩和について今後検討を深める必要があるのではないか。
- 請負禁止は、議員のみならず、長や副知事・副市町村長、その他の執行機関にも設けられているが、長等については地方公共団体に対して請負をする第三セクターの取締役等を兼ねることができる。議員についても長等と同様になるよう請負禁止を緩和することについては、公職就任権の制限を抑制する観点から認めるべきとする意見がある一方、議員が第三セクターの取締役等となることで長の活動を監視する議会の機能に影響が生じるのではないかと意見があることから、監視機能の確保に留意しつつ検討すべきではないか。

3 議員のなり手不足に対する検討の方向性

(3) 議員のなり手不足に対する当面の対応（続き）

④ 立候補環境の整備

- 立候補に伴うリスクを軽減する観点から、地方議会議員選挙に立候補した者が休暇を取得するなどした場合に、そのことを理由として解雇や配置転換などの不利益な取扱いを受けないようにすることについて、事業主をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意しながら検討する必要があるのではないか。

4 今後の更なる検討の方向性

- 住民自治に根差した地方行政を実現するため、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び多様な層の住民の参画について、今後とも幅広く検討を進めていく必要があるのではないか。その際、デジタル化への対応や団体規模に応じた議会のあり方についての新たな選択肢の提示等も含めて引き続き検討すべきではないか。